

「分権のための自治」と「自治のための分権」

上記は3月9日に明治大学で行われた「もう一つの自治制度改革構想」というシンポジウムにおける、宮本憲一滋賀大学長の報告のなかで使われたキーワードである。このシンポジウムは、いわゆる地方制度調査会の「西尾私案」の問題点をさぐり、それに対する対案を提示するものである。とんぼ返りで参加して、報告と討論から多くの示唆を得ることができた。上記キーワードが、シンポジウム後もずっと気になっていた。

宮本報告では、現在の市町村合併や地方制度再編は、「分権のための自治」であって、「自治のための分権」でないと鋭く問題を提起した。中央集権に対する地方分権ということで、90年代から分権改革が進められてきたが、公私再編や住民参加という点では改革が進まなかった。分権の受け皿づくりのための市町村合併、合併を前提とした地域自治組織など、「分権のための自治」という色合いが強く、「自治のための分権」を進めていくことが強調された。

「自治のための分権」を構想していくうえで、このたび私も参加している研究会が一冊の本を自治体研究社から刊行した。山田公平・東海自治体問題研究所編『市町村合併と自治体自立への展望』である。1年半前から研究をつづけ、その成果を213ページにとりまとめた。第1部「市町村合併問題の新展開」、第2部「市町村合併と自立の選択」、第3部「地方制度改革と自治体自立の課題」の3部からなる。市町村合併の現状と課題、東海3県の動向、そして西尾私案にみられる地方制度再編の検討などである。私も第1部で「自治体財政からの視点」、第3部で「地方財政改革の課題」という2つの章を執筆している。

ぜひ読んでいただきたいが、上記のキーワードにかかわり、この本の編者である山田公平教授による「まとめにかえて」の一部を引用しておこう。「自治体の自立とは、自治体が地域の発展と住民生活の向上という公共的利益を実現するために、住民の意向と参加を基礎にして、自律的な意思決定と施策をおこない、住民との協働によって自治体の維持可能な発展を実現することである。……自治体自立は、日本社会の将来の発展の基礎である。国の画一的な合併政策は、こうした自主的な自治体自立をおしつづす、集権的なやり方にほかならない。」

(6月5日記)

